

## 建築確認申請等の所管区分

**市扱い**（法第6条第1項第4号、施行令第148条第1項第2号）

市発行の納付書により京葉銀行窓口で納入してください。納入後、「領収書（C票）」を窓口でコピーさせてもらい正本に添付します。

**県扱い** 京葉銀行窓口にて千葉県証紙を購入し、申請書の正本1面裏に貼ってください。

### ・市扱いのもの（法第6条第1項第4号、施行令第148条第1項第2号）

建築物	木造	・階数が2以下かつ延べ面積500㎡以下 ・高さが13m以下かつ軒の高さが9m以下のもの
	非木造	・平屋建てで延べ面積が200㎡以下のもの
	※集会場、診療所、共同住宅及びマーケットなどの特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が <u>200</u> ㎡を超えるもの（法第6条第1項第1号）及び知事の許可を要するものを除く ※建築基準法の一部改正（令和元年6月25日施行）により、県扱いである法第6条第1項第1号建築物のうち200㎡以下の一部のみは法第6条第1項第4号建築物となり市扱いとなりました。	
工作物	・煙突で高さが6mを超え10m以下のもの ・広告塔、記念塔等で4mを超え10m以下のもの ・擁壁で2mを超え3m以下のもの	
	※市の取扱範囲外の建築物の敷地に築造する工作物を除く	

### ・県扱いのもの

県庁 建築指導課	5階以上又は2,000㎡を超えるもの
印旛土木事務所 建築課	4階以下かつ2,000㎡以下のもの

## 問い合わせ先

四街道市役所都市部建築課

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 代表 TEL043-421-2111  
直通 TEL043-421-6144

印旛土木事務所建築課

〒285-0026 佐倉市鎗木仲田町8-1 TEL043-483-1141

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課建築審査班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 TEL043-223-3188

四街道市消防本部予防課

〒284-0003 四街道市鹿渡934-5 代表 TEL043-422-0119  
直通 TEL043-422-2485